

令和6年10月25日
農林水産部水産局漁業資源課
043-223-3606

手賀沼産水産物（ギンブナ、コイ及びモツゴ）の 出荷制限指示等の解除について

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、国の出荷制限指示の対象となっていた手賀沼産のギンブナ及びコイについては、放射性物質の基準値^{※1}を安定して下回っていることが確認されたため、県から国に対し、出荷制限指示の解除を申請したところ、本日付けで解除されました。

また、国の出荷制限指示に先立ち、県から関係漁業協同組合等に対し、出荷自粛を要請していた手賀沼産のギンブナ、コイ及びモツゴ^{※2}についても、本日付けで解除しました。

これにより、県産水産物の出荷制限指示等の対象品目は全てなくなりました。

※1 国の基準値：放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg

※2 モツゴは国の出荷制限指示の対象にはなっておらず、県の出荷自粛要請のみが対象

1 解除の概要

魚種	範囲	出荷自粛要請日 又は出荷制限指示日	解除日
ギンブナ	手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）	県の出荷自粛要請： 平成24年3月19日	令和6年 10月25日
		国の出荷制限指示： 平成24年7月19日	
コイ	手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）	県の出荷自粛要請： 平成24年4月9日	令和6年 10月25日
		国の出荷制限指示： 平成25年7月3日	
モツゴ	手賀沼	県の出荷自粛要請： 平成24年3月12日	令和6年 10月25日

※県の出荷自粛要請：県の放射性物質検査で、国の基準値を超える放射性セシウムが確認された場合、直ちに、県知事から関係漁協等に要請するもの

国の出荷制限指示：上記に加え、さらに汚染の広がり認められる場合に、原子力災害対策特別措置法に基づき、国（原子力災害対策本部長）から県知事に対して指示されるもの

2 解除後の放射性物質モニタリング検査

県では、解除後も、放射性物質モニタリング検査を継続して実施します。なお、検査の結果、国の基準値を超えた場合には、生産者に対し速やかに出荷自粛を求めます。

<参考>

◎ 国(原子力災害対策本部長)からの出荷制限指示について(対象:ギンブナ及びコイ)

出荷制限の解除に係る原子力災害対策本部長からの指示内容については、下記ホームページに掲載されています。

厚生労働省ホームページ「これまでの出荷制限等の解除」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/2r9852000001ddg2.html>

◎ 基準値以下となつてからのモニタリング検査の概要

○ ギンブナ

- ・ 最後に基準値を上回った日 平成27年3月26日 (110Bq/kg)

- ・ モニタリング検査結果

期間:平成27年5月21日から

令和6年1月11日まで

検体数:60 検体

放射性セシウム濃度(平均値):43Bq/kg

※参考:令和5年度の検査実績

検体数:10 検体

放射性セシウム濃度(平均値):25Bq/kg

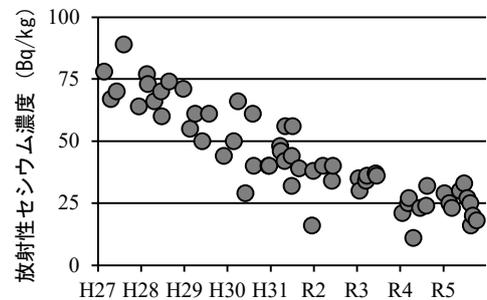


図:ギンブナの放射性セシウム濃度の推移
(最後に基準値を上回った日以降)

○ コイ

- ・ 最後に基準値を上回った日 平成28年5月19日 (120Bq/kg)

- ・ モニタリング検査結果

期間:平成28年5月27日から

令和5年11月24日まで

検体数:35 検体

放射性セシウム濃度(平均値):43Bq/kg

※参考:令和5年度の検査実績

検体数:8 検体

放射性セシウム濃度(平均値):20Bq/kg

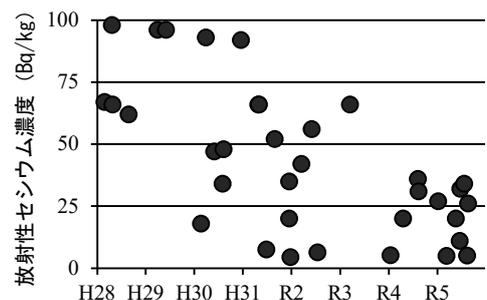


図:コイの放射性セシウム濃度の推移
(最後に基準値を上回った日以降)

○ モツゴ

- ・ 最後に基準値を上回った日 平成24年3月29日 (110Bq/kg)

- ・ モニタリング検査結果

期間:平成24年6月23日から

令和6年1月11日まで

検体数:109 検体

放射性セシウム濃度(平均値):19Bq/kg

※参考:令和5年度の検査実績

検体数:23 検体

放射性セシウム濃度(平均値):8Bq/kg

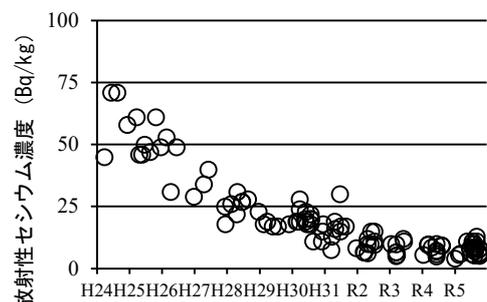


図:モツゴの放射性セシウム濃度の推移
(最後に基準値を上回った日以降)

◎ 対象水域

